

条例の点検・見直しシート

作成年月日		平成24年6月12日	
条例の題名		三重県立自然公園条例	
公布日		昭和33年3月31日	
条例番号		昭和33年三重県条例第2号	
直近改正日		平成24年3月27日	
所管部局課		農林水産部みどり共生推進課	
電話番号		059-224-2627	
条例の概要		県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため定められたものである。	
条例の類型		規制型 財産管理型	
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	都道府県立自然公園は、自然公園法第3章(都道府県立自然公園)の規定により、条例で定めることが必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	都道府県立自然公園は、自然公園法第3章(都道府県立自然公園)の規定により、条例で定めることが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	許可、届出等において行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	優れた自然の風景地を保護するために必要であり、区域によって、規制の基準も異なっているため、過度な規制となっていない。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	都道府県立自然公園は、自然公園法第3章(都道府県立自然公園)の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	都道府県立自然公園は、自然公園法第3章(都道府県立自然公園)の規定により、条例で定めることが必要である。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	都道府県立自然公園は、自然公園法第3章(都道府県立自然公園)の規定により、条例で定めることが必要である。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例に定める手続き等は各条項で定める手段で行われており、整合性は図られている。
	条例の目的は、県民レジャー等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例の各条項において、廃止した場合、県の行政運営に影響が生じる
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	許可、届出等において県民の財産である自然公園を守っている点からは、一部の県民に限られていないといえる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	理由	特記事項	
	改正・廃止の必要はない	条例の制定は、自然公園法に基づいて定められており、必要な改正はその都度行っているため、今回改正の必要はないと考えられる。	見直しに関する規定の有無 無